

平成28年度当初予算市長復活査定総括票

(単位:千円)

事業名	27年度現計予算額		28年度当初財政課長内示額						28年度当初財務部長復活内示額						28年度当初予算市長復活要求額						市長復活査定額						頁	行政経営計画評価		
	総額	一般財源	総額	国支出金	府支出額	起債	その他	一般財源	総額	国支出金	府支出額	起債	その他	一般財源	総額	国支出金	府支出額	起債	その他	一般財源	総額	国支出金	府支出額	起債	その他	一般財源				
1 地域交流センター(尾崎住民センター)新築事業	0		0					0	0					0	144,355	61,790					82,565	144,355	61,790					82,565	1	新規
2 住民センター管理運営事業	4,250		4,250					4,250	0					0	5,735						5,735	1,234					1,234	2	継続	
3 観光協会運営事業	5,000		0					0	0					0	8,000						8,000	8,000					8,000	3	継続	
4								0						0							0						0			
5								0						0							0						0			
6								0						0							0						0			
7								0						0							0						0			
8								0						0							0						0			
9								0						0							0						0			
10								0						0							0						0			
計	9,250	0	4,250	0	0	0	0	4,250	0	0	0	0	0	0	158,090	61,790	0	0	0	96,300	153,589	61,790	0	0	0	91,799				

※行政経営計画に該当するものは、行政経営計画評価欄に政策的査定結果を入れて下さい。

平成28年度当初予算 市長復活査定書

別紙2

(目名) 住民センター費

(細目名) 住民センター管理運営事業費 (事業名) 地域交流センター(尾崎住民センター)新築事業 (単位: 千円)

	総 額	財 源 内 訳					査 定 総 額	財 源 内 訳				
		国支出金	府支出金	起債	その他	一般財源		国支出金	府支出金	起債	その他	一般財源
平成26年度決算額						0						
平成27年度当初予算額	0					0	144,355	61,790				82,565
平成27年度現計予算額	0					0						
平成28年度当初要求額	0					0						
平成28年度当初財政課長内示額	0					0	債務負担行為	千円(年度～ 年度)				
平成28年度財務部長復活内示額	0				0							
平成28年度復活要求額	144,355	61,790			82,565							

事 業 内 容	予 算 要 求 内 容
<p>(目的) 尾崎住民センターについては、平成13年の耐震診断調査の結果、平成19年を使用期限とされた。平成14年8月に尾崎地区連合自治会より、住民センターの再建について要望が提出されて以来、建替え場所や現住民センターの底地代金の問題等の整理を行ってきた。この度、庁舎分館(旧保健センター分室)を解体し、尾崎住民センターとして建替えることで地元協議が整ったため、遅滞なく事業を進める。</p> <p>(概要) 尾崎住民センターについては、平成21年以降、庁舎分館の一部にその機能を確保し使用してきた。新築建替えることで地元協議が整い、さらに国の補助金が活用できる見込みとなったことから、平成28年度に庁舎分館の解体工事及び地域交流センター(尾崎住民センター)の新築工事を行う。</p> <p>(根拠法令) 阪南市立住民センター条例</p> <p>[復活理由] 尾崎住民センターは使用期限が到来してから8年が経過しており、大変危険な状況である。地元協議が整ったことに加え、国の補助金が活用できる見通しとなったことから、庁舎分館解体工事、並びに尾崎住民センター新築工事に伴う費用について、急きょ復活要求を行うものである。</p>	<p>(収入) 地区負担金 14,000千円 → 公共公益施設整備基金に積み上げ、取り崩す。</p> <p>国庫補助金 ・都市再構築戦略事業(1/2補助) 60,000千円 ・住宅・建築物アスベスト改修事業(1/3補助) 1,790千円 61,790千円</p> <p>(支出) ・境界確定業務 490千円 ・監理委託(解体・新築) 7,200千円 ・庁舎分館解体工事 39,150千円 ・地域交流センター(尾崎住民センター)新築工事 92,444千円 ・外構工事 5,000千円 ・庁舎分館解体に伴う備品等移設委託 71千円 144,355 千円</p>

平成28年度当初予算 市長復活査定書

別紙2

(目名) 住民センター費

(細目名) 住民センター管理運営事業費 (事業名) 住民センター管理運営事業

(単位: 千円)

	総 額	財 源 内 訳					査 定 総 額	財 源 内 訳				
		国支出金	府支出金	起債	その他	一般財源		国支出金	府支出金	起債	その他	一般財源
平成26年度決算額	4,286					4,286	1,234					1,234
平成27年度当初予算額	4,250				4,250							
平成27年度現計予算額	4,250				4,250							
平成28年度当初要求額	9,590				9,590	債務負担行為	千円(年度～ 年度)					
平成28年度当初財政課長内示額	4,250				4,250							
平成28年度財務部長復活内示額	0				0							
	5,735				5,735							

事 業 内 容	予 算 要 求 内 容
<p>(目的) 住民福祉の向上と地域社会の振興に資する事を目的として設置された市内43箇所の住民センターは、地域コミュニティ施設として、市民にとって必要な施設となっているものの、全体の約70%が建築から30年以上経過しており、市民が安全に利用し続けるためには、老朽化に対応する更新が必要である。</p> <p>(概要) 地域コミュニティ施設として住民福祉の向上に重要な役割を果たしている住民センターに、市民が安全に利用するための必要な整備を行う。</p> <p>(根拠法令) 阪南市立住民センター条例</p> <p>[復活理由] 住民センターの破損や劣化等は年々増加傾向にあり、消防設備についても消防署から改善の指摘を受けている。利用者の安全を確保するためには早急な対応が必要であるが、緊急やむを得ない修繕等のみを応急対応でしのいでいる状況にある。老朽化に伴う危険箇所の改修や高齢化に伴うバリアフリー化の必要性は今後さらに増加すると思われ、市民が安全に利用可能な状態で施設を維持するためには、現在の予算では到底追いつくものではないため増額が必要である。</p>	<p>【修繕料】 市内43箇所の住民センターにおいて、消防設備や非常灯をはじめ、修繕必要箇所に、必要な修繕を行う。 ・消防設備改修 : 1,233千円 ・非常灯修繕 : 133千円 ・緊急修繕 : 2,000千円 [要求額] 3,366千円 (内示額1,500千円)</p> <p>【その他小工事】 近年多発している雨漏り、漏水、外壁の剥落等の改修工事をはじめ、電気使用料を徴収しているエアコン設備の更新、トイレ洋式化等のバリアフリー化、公共下水道の接続工事等を行う。 ・雨漏り等改修 : 1,121千円 ・エアコン等機械器具入替 : 1,133千円 ・トイレ洋式化 : 1,102千円 ・下水道切替工事 : 1,781千円 ・玄関扉入替・スロープ設置等 : 1,482千円 [要求額] 6,619千円 (内示額2,750千円)</p> <p>3,366千円+6,619千円=[要求額計] 9,985千円 (内示額計 4,250千円)</p>

平成28年度当初予算 市長復活査定書

別紙2

(目名) 観光振興費

(細目名) 観光振興対策事業費

(事業名) 観光協会運営事業

(単位: 千円)

	総 額	財 源 内 訳					査 定 総 額	財 源 内 訳						
		国支出金	府支出金	起債	その他	一般財源		国支出金	府支出金	起債	その他	一般財源		
平成 26 年 度 決 算 額	3,500					3,500	8,000						8,000	
平成 27 年 度 当 初 予 算 額	7,000		2,000			5,000								
平成 27 年 度 現 計 予 算 額	5,000					5,000								
平成 28 年 度 当 初 要 求 額	8,000					8,000	債務負担行為	千円(年度～ 年度)						
平成 28 年 度 当 初 財 政 課 長 内 示 額	0					0								
平成 28 年 度 財 務 部 長 復 活 内 示 額	0					0								
	8,000					8,000								

事 業 内 容	予 算 要 求 内 容
<p>(目的) 近隣に進出している大型商業施設の影響や少子高齢化の進展に伴い、まちの活力は年々失われている。そこで、市内交流人口の拡大を図り、新たなにぎわいを創出し、まちの活性化を図っていくため、観光の視点で関係団体や事業者が同じ方向で事業実施できる組織として観光協会を運営する。</p> <p>(概要) 市内に点在している自然や歴史文化、食や農産物、商工業などの地域資源をつなぎ、付加価値を高めるため、観光まちづくりの推進や着地型旅行商品の開発や販売支援、体験プログラムの開発、観光案内所(アンテナショップ)の運営やボランティアガイド等の人材育成・管理、観光情報の魅力発信などを主体的に担う組織として、観光協会を設置し・運営補助をすることにより、地域活性化を図る。</p> <p>(根拠法令) 阪南はなやか観光協会補助金交付要綱</p> <p>[復活理由] 本市内のにぎわい創造、地域活性化に向け市内交流人口の拡大を図るため、観光振興を目指す団体としての観光協会を円滑に運営するために、必要な事業費の補助を行う必要があるため。</p>	<p>阪南はなやか観光協会補助金交付要綱第3条に基づき、事業経費及び事務経費を交付する。</p> <p>また、本補助金のうち、5000千円については、大手旅行会社社員の出向を受け入れ、そのノウハウを受けて、地域の方々とともに各種事業の企画・計画実行する。残りの3,000千円のうち、2,000千円は、臨時職員の賃金や消耗品、光熱水費等の事務所費に、1,000千円は、イベント実施等の事業経費及び事務経費に充当する。</p>